

簡易水道事業における移行事務の実例【北海道安平町】

(1)移行概要・移行期間

- 平成22年度、23年度の2カ年度で実施し、平成24年度から法適化。
※水道事業への移行時に全適することを前提に、一部適用(財務適用)を実施。

【民間業者への委託内容】

- 平成22年度～平成23年度
 - ・固定資産調査・資産評価：決算書類・工事設計関係図書等に基づき調査。
- 平成23年度
 - ・条例、会計規程等の整備：移行支援業務(委託業務)として実施。
 - ・会計システム整備：全庁的なシステムとは別に、独自のシステムを導入。

(2)移行に必要なとなった体制

- 庁内に公営企業会計を実施している部門がないこと、人的手当がなされなかったことから、移行事務は委託により実施。
- 既存の体制は、水道課内の水道担当(3人)。このうち、事務担当は10年の水道経験。技術担当も20～30年の水道経験を有する者であった。
- 現金の取扱いなど、会計担当課等との調整が必要となった。

簡易水道事業における移行事務の実例【北海道安平町】

(3)資産評価方法

- 工事設計書単位(約1,000件)で整理。
- 事業創設期からの工事関係図書を保存していたことから、図書を受託業者に貸し出し、不明点を町側で回答する手法により整理。
- 管路等の位置は、別途整備済みの水道管路台帳システムと連動させることにより正確に把握。

(4)移行に必要なとなった費用

費用全体(委託):54,495千円

※水道施設の更新費用の一部を先送りし、委託費を捻出して対応。

※既存の水道管路台帳システムとの連携を委託内容としたため、委託費が増嵩。

【内容】

○平成22年度

・資産調査・評価:24,990千円

○平成23年度

・資産調査・評価:18,249千円

・会計移行・システム導入:11,256千円 合計:29,505千円

下水道事業における移行事務の実例【岡山県備前市】

(1)移行概要・移行期間

○平成20年度～22年度・25年度の4カ年度で移行、平成26年度から法適化。

※平成20年度～21年度:基本計画策定・資産評価、平成22年度:移行事務(条例整備等)
平成25年度:システム導入等

※公共、特環、農集、漁集を法適化(財務規定等適用)。個排は小規模等の理由で除外。

【民間業者への委託内容】

○平成20年度～平成21年度

- ・基本計画策定:資産調査及び評価方法をまとめた資産評価要領書の作成、法適用範囲の検討から法適用後の資産管理方針を含めた基本計画書の作成。
- ・固定資産調査及び資産評価:資産評価要領書に基づいた管渠及び処理場施設の資産調査・評価作業の実施及び結果のまとめ。

○平成22年度

- ・条例・科目設定:法適用のために必要となる条例案等の検討及び作成
- ・職員研修:法適用及び企業会計の基礎知識に関する内容についての講習会の開催。

○平成25年度

- ・システム導入:システムのカスタマイズ、データ変換、当初予算作成等
- ・支援業務委託:予算書作成支援等(システム入力は自前で実施)

下水道事業における移行事務の実例【岡山県備前市】

(2) 移行に必要な体制

- 職員体制は移行開始時から3名で増員はなし。当初は下水道課職員のみで移行事務開始。
- 公営企業法や企業会計についての職員研修の機会への積極的参加、コンサルの支援によりノウハウを蓄積。
- 企業会計に精通した職員配置は無かったが、財政・システムに精通した職員が配置され移行事務がスムーズに。
- 契約担当課等他課との協力体制構築で移行事務がスムーズに。

(3) 資産評価方法

- 管渠については、台帳と資産の照合に要する資料散逸等の状況もあり、1工事1資産として延長のみ資産計上。
- 処理場は台帳があったことから、改築・更新の取替単位を基本に整理。耐用年数の異なる資産ごとに分類。
- 委託先から求められる法適化に必要なデータ・書類を準備できないケースあり(本作業の労力大)。不明資産の評価等にあたっては、下水道協会発行の法適化の手引き等を参照したり、コンサルに相談するなどして対応。

下水道事業における移行事務の実例【岡山県備前市】

(4) 移行に必要な費用

費用全体(委託): 36,677千円

【内容】

○平成20年度～平成21年度

・基本計画策定及び固定資産調査及び資産評価: 25,410千円

○平成22年度

・条例・科目設定・職員研修: 1,764千円

○平成25年度

・システム導入・支援業務委託: 9,503千円

※簡易水道事業・下水道事業共通の留意点

- ①マニュアルの策定にあたっては、団体により、法適化に要する作業量や、業者に頼らずに対応できる範囲が異なることに配慮が必要ではないか。
- ②法適会計移行後の職員の活用方法・可能性も念頭において、法適化マニュアルを取りまとめていくべきではないか。
- ③近隣自治体・広域自治体との連携や、関係団体が実施する会議を通じた情報交換も有益であり、それらについてもマニュアルに盛り込んでいくべきではないか。